第68版（2027年）の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書第68版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）による変更点だけではなく、2027年 — 2028年版ICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）の改定点を網羅している。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者が識別するのを助けるためのものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

本規則書の使用方法（How to Use the Regulations ）
危険物規則書の使用方法に関する指針（Instructions）が、特定の貨物に対する特別規定の適用、正しい包装基準および容器種類の選択、および複数の危険物を一つの容器に組み合わせることについての規則（All Packed in One）を含むため改定された。

1 — 適用（Applicability）

1.2.7 — 航空機で輸送される危険物の例外が、輸血目的のための血液および血液製剤の追加も含むように改定された。その例外に対する改定は主に器官、血液および血液製剤の生存力を維持する（危険物を含むかもしれない）機器のためである。
データロガーについての例外がナトリウムイオン電池を含むように拡大された。

1.4.2 — 従業員に対する情報は、運航者の運航、危険物または他のマニュアルが最新化され続けなければならないことを表明するため明確化された。運航者は、運航者の承認を得てのみ旅客および乗務員が携行できる危険物に関し従業員のために手順も確立しなければならない。

1.4.3 — 運航者の責任。運航者の承認を要求する危険物について考慮し、火災についての可能性に対する関心および安全な着陸まで状況を管理する能力を有するよう運航者に要求する文章が入れられた。

1.4.4 — 旅客に対する情報の提供。運航者は危険物を携行するため運航者の承認を求める旅客のために要件を確立しなければならない。この要件は1.4.2.2で補完されている。

2 — 制限（Limitations）

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物
旅客および乗務員が携行することを許可されている危険物に関し”個人用（personal use）“の意図に関し2.3に注が追加された。
運航者の承認に関する2.3.2から2.3.4およびそのような承認は旅客がそれらの品目を携行するため要求されることを明確化するために文章も追加された。

2.3.0.9 — 旅客が携行する電気的に分離された電池に出現しつつある懸念について応えるために導入された。

2.3.1.2および**2.3.1.4** — 統合され、および装置が警察組織により、その職員に出された場合でもこれらの装置の輸送禁止は適用されることを確認するために注が追加された。

2.3.1.4 — 100ワット時を超える、リチウムイオン電池を含むバッテリーパック（power banks）を旅客または乗務員が携行することは禁止されることを反映している。

2.3.2.4 — リチウム電池を装備した車椅子/移動補助機器
本副項はリチウムイオン電池で駆動する移動補助機器に、より大きな安全に基づく焦点を当てるよう改定された。改定は機器当たり300ワット時を超える電池が組み込まれた移動補助機器を輸送する運航者について追加要件を導入している。
予備のリチウムイオン電池について、変更には無制限の電池個数よりも、機器当たり300ワット時の制限を含む。
一貫した変更が、運航者の承認が要求されることを再確認する2.3.2.2および2.3.2.3になされた。
携帯電子機器に対する電池の許容は”機器当たり（per device）“単位であることを明確化するために改定がなされた。
表2.3.Aは3つの表に分けられた。表2.3.Aは運航者の承認を要する品目を規定し、表2.3.Bは運航者の承認を要しない品目を含む。表2.3.Aに掲載されていた旅客または乗務員が携行することを許可されていなかった品目は除かれ表2.3.Cに入れられた。表2.3.Cは経過的なもので危険物規則書の第70版で除かれるだろうと見込まれている。

2.3.5.8 — バッテリーパック（power banks）と予備電池（spare batteries）とを区別するため改定された。旅客および乗務員は2個以下のバッテリーパックに制限される。以前の20個の予備電池制限は2個のバッテリーパックの許容とのバランスを維持するため18個に減らされた。運航者は18個を超える予備電池を許可できるが、2個を超えるバッテリーパックは許可できない。

2.5 — 運航者所有の危険物
本節に対する変更は、運航または他のマニュアルで取り扱われなければならない航空機運航に関連した目的について乗務員のバッテリーパック（power banks）携行および使用に関係している。個人使用（personal use）のためバッテリーパックを携行および使用したい乗務員には2.3の通常の要件が適用される。

2.6 — 微量危険物
2.6.2.2が、微量危険物の規定は物質にのみ適用され物品には適用されないことを明確化するため改定された。

2.8.1 — 政府例外規定
各国は、政府例外規定の導入または改定に関して、IATAおよびICAOに同時に連絡するよう要請されている。
アルゼンチン（Argentina），フィリピン（Philippines），スリランカ（Sri Lanka）およびウクライナ（Ukraine）の政府例外リストはISOの国コードを反映するため改定された。対応する政府例外規定コードに対する結果的な改定があるが、それらの政府例外規定の番号は未変更のままである。
重要な変更または注目すべき新しい例外規定がニューカレドニア（New Caledonia(NCG)）およびノーフォーク島（Norfolk Island(NFG)）を含む17か国に登録された。

2.8.3 — 運航者例外規定
本規則書の利用者は、昨年と同じように、多くの運航者例外規定が、その例外規定の意味や意図を変更することなく、形式の一貫性を確保するために編集上の修正を受けている点に留意することが望ましい。ほとんどの変更は、一貫した相互参照または文言の標準形の導入に関するものである。
現存する規定を繰り返すがより制限的ではない例外規定は削除された。会社自体の内部手順を通じて管理する方が良い会社の特定の例外規定（例えば航空機のタイプによるドライアイスの制限のような）も改定されまたは削除された。
多くの運航者例外規定はある分類、区分または特定の国連番号の輸送を禁止しているが、社用部品（COMAT spares）は除外している。これらの追加的な除外は、運航者の地上取扱いサービス提供者（Ground handling service provider(GHSP)）が頻繁に2.5.2.1を引用してその貨物を受託拒否するからである。地上取扱いサービス提供者（GHSP）は運航者の契約代理業者として運営しており、会社の特定の手順を管理するための最も適切な方法は会社のマニュアルを通じることである。運航者例外規定の社用品（COMAT）に対する参照は除かれ、対応する注が2.5.2に入れられた。
2027年に、危険物規則書の第69版の準備の際、IATAは2.8.3.2に規定された基準に合致しない例外規定の除去に関し運航者と係る。

3 — 分類（Classification）

3.1.1 — 火薬類の分類に関する定義および一般規定—火薬類物品の分類に小さな改定が含まれる。

3.2.5.2.5 — 副次危険性の分類に関連して改定され、3.2.5.2.6は エアゾールの内容物が特定の分類、区分または包装等級の分類基準にも合致する場合のいくつかの追加的な禁止を含む。

3.6.2.2.2.1.3 — 国が関係した組織が病毒物を移しやすい物質の分類に関し追加的な指針を提供できることを反映するよう参照がなされた。これは特に、新たに発生した健康上の事態がUN3373およびUN2814/UN2900とを区別する際に素早い対応を要する場合に関連したものである。

3,9.2.6.1 — 追加の(h)はリチウムイオンおよびナトリウムイオン単電池からなるハイブリッド電池の分類に適用する。

3.11.4 — 自己反応性物質タイプCの規定の下で輸送できる有機物質のサンプルの更なる分類に関し追加的な資料が含まれた。

4 — 識別（Identification）)

4.2 — 危険物リスト
危険物リストの最新化には、以下の新しい品目名が含まれる。
- UN3561 **クロロフェノール、腐食性、毒性、固体類**（Chlorophenols, corrosive, toxic, solid, n.o.s.★）；
- UN3562 **クロロフェノール、腐食性、固体類**（Chlorophenols, corrosive, solid, n.o.s.★）；

- UN3563 **貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム金属電池（Lithium metal batteries installed in cargo transport unit）**；
- UN3564 **貨物輸送ユニットに組み込まれたナトリウムイオン電池（Sodium ion batteries installed in cargo transport unit）**.

フルオロアニリン（Fluoroanilines）の正式輸送品目名は削除され、相互参照がフルオロアニリン変異体（Fluoroaniline variants）に対して提供された。
一つの品目名が、磁気共鳴画像診断装置（Magnetic Resonance Imaging machines）について関連する“物品（Article）”名および特別規定A236への相互参照を提供するため設けられた。

4.4 ― 特別規定
以下の特別規定が改定された。
- A26およびA103 ― 現存する冷凍機器類への参照に加え、これらの特別規定に加熱機器類（heating machines）が含まれた。
- A88 ― 何が少量生産および年間生産量を構成するかの不正確性を除くため改定された。
- A107, A185, A213, A225およびA228 ― リチウム/ナトリウム電池への追加的参照を含む。
- A214 ― 電池駆動の乗り物と電池作動の機器との分類、および相違に関する追加的な指針資料を含む。

以下の新しい特別規定が含まれた。
- A235 ― ナトリウムイオンおよびリチウムの単電池または組電池の両方を含むハイブリッド電池の分類に関係する。
- A236 ― 新しい磁気共鳴画像診断装置（magnetic resonance imaging (MRI) machines）の輸送を容易にする。
- A239 ― 特別規定A801を効果的に再生するため導入された。結果的に特別規定A801は除かれた。
- A808 ― 新しい規定で、徐々に廃止された表4.2の国連番号および正式輸送品目名に適用される。徐々に廃止された国連番号および正式輸送品目名は特別規定A808に連係しながら危険物リストに２年間、保持される。

5 ― 容器および包装基準（Packing and Packing Instructions）
改定が、包装基準 130, 200, 220, 222, 378, 459, 497, 570, 603, 650, 950, 951, 952, 955, 962, Y963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 972, 975および978を含む多数の包装基準になされた。
包装基準の多くの変更はナトリウムイオン電池の追加および試作品（prototype）の電池にまつわる変更された文章に関係している。
4個以下の単電池または2個以下の組電池を収納した包装基準967, 970および978のSection Ⅱの包装物について、機器内のいかなるボタン電池も4個の単電池/2個の組電池の制限には算入されない。

6 ― 容器の規格および性能試験（Packing Specification and Performance Tests）
第6章で、国連モデル規則との整合性を保つために変更がなされおよびそれらはすべての輸送モードに関連している。

7 ― マーキングおよびラベリング（Marking and Labelling）
電話番号の提供を伴う、以前の電池マークは徐々に廃止された。追加的な情報を含む旧版を包装物の受託拒否の唯一の根拠とするべきではない。荷送人は最新版の電池マークを調達するよう勧められる。
オーバーパックについてのマーキング要件は、中にあり視認できない包装物上のすべての個々のマーキングがオーバーパック上に再表示されることを要求していない。安全上の視点から、そのマークはオーバーパック内の危険物の合計量を示す目的のためである。オーバーパックのマーキングに関する注が明確化され、一つの例が提供された。
貨物が第9分類危険性の電池用ラベル以外の他の危険性ラベルと同様に電池マークも必要な場合、電池マークは他の危険性ラベルと同じ表面上に表示しなければならない。

8 ― 書類の作成（Documentation）

8.1.6.9.2 順序２ ― ステップ6は、このステップに対するより論理的な流れを提供するために再構成されおよび書き換えられた。

9 ― 取り扱い（Handling）
第9章、取り扱いは隔離区分に基づく火薬類の隔離に関する変更を含む。

付録（Appendices）

付録A ― 用語の解説
シリンダー、大型容器、回収容器に関する国連モデル規則およびそれらに伴う版の変更に結びつけられた用語に複数の変更がある。

付録C ― 現在割り当てられている物質
表C.2 は国連モデル規則の有機過酸化物リストのため最新化された。

参照記号（REFERENCE MARKS）

前版より変更となった箇所に以下の記号が表示されている。
記号 ― 意味
□ ― 新しく追加された項目
△ ― 内容が変更された項目
⊗ ― キャンセル（削除）された項目
☞ ― 追加的なIATAの要件
☢ ― 放射能物質に関係あるものに表示する
🔋 ― 項目が完全に電池の輸送に関連することを示す。
☣ ― 項目が完全に病毒を移しやすい物質の輸送に関連することを示す。

7か国語版の関係（係わり合い）（RELATIONSHIP OF THE SEVEN (7) LANGUAGE EDITIONS）

本IATA危険物規則書は7か国語：英語、中国語、フランス語、ドイツ語、ロシア語およびスペイン語で出版されている。日本語版もまた、IATA許可のもと一般社団法人航空危険物安全輸送協会（The Japan Air Cargo Institute for Safety, Inc. (JACIS) ）により作成されている。
IATA危険物規則書の電子版もまた、英語、フランス語、ドイツ語およびスペイン語で利用可能である。英語の本文が翻訳に使用されているので、もし英語版の本文と他の言語版の本文に相違がある場合は、英語版の本文が優先する。